

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種(小児)関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は予防接種(小児)関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種(小児)関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約前に「五條市個人情報保護条例」及び「五條市個人情報の取扱いを伴う事務の委託に関する基準」に基づき、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することにより個人情報の保護に必要な措置を行っている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種(小児)関連事務	
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、以下の接種事務を行う。 (1) 接種対象者への接種勧奨通知の発送 (2) 健康管理システムにて接種履歴の管理を行う。 五條市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務 (2) 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務 (3) 予防接種の実費の徴収に関する事務 (4) 予防接種による健康被害救済給付に関する事務	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第6号及び第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 25、26、28の項 (情報照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 25、26、27、28、29の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター	
②所属長の役職名	児童福祉課 課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。ネット照会では、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすることを厳守している。原則としてマイナンバーが記載された書類は複数コピーをしない。 予防接種事務に関しては、特定個人情報を含む情報を書類では管理しておらず、利用者が制限された健康管理システム及び中間サーバで管理している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離籍時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]